

【富士宮一中 危機対応マニュアル】

～家庭での対応～ R 4. 4 改正

1 台風等により富士宮市に暴風(雪)警報・大雨特別警報が出された時 〈登校前〉 ※NHKの報道を参照

- ☐ 6:30 の時点で「暴風警報」「大雨特別警報」が発令中の場合 → **自宅待機**
- ☐ 12:00 (正午) 以前に「暴風警報」「大雨特別警報」が解除された場合 → **登校**
- ☐ 12:00 (正午) の時点で「暴風警報」「大雨特別警報」が解除されない場合 → **休校**
- 〈在校中〉

- ☐ 午前中は原則として学校にとどめる。
- ☐ 16:00 を過ぎても下校できない場合は、一斉メールまたは、電話で迎えを依頼する。
- ※その他の警報(大雨・洪水等)でも、地域の状況により登校が危険と判断される場合は、保護者の判断により自宅待機させてください。(学校に連絡をお願いします。)

- 「大雨(洪水)警報」発令時は、河川・用水路等の水量が増し、大変危険です。それらに近付かないようご指導ください。
- その他、気象状況により学校が危険と判断した場合は、休校や自宅待機、学校留め置きとなる場合があります。(対応については、メール配信等でお知らせします)
- 土砂災害警戒情報や氾濫危険情報が出された場合、避難を最優先する地区があります。学校が避難所となっている場合は、安全を確保した上で登校させてください。)

2 地震の時

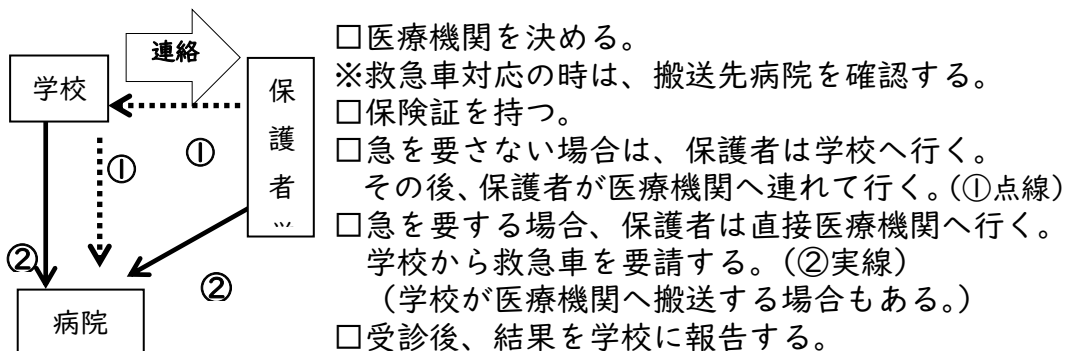


平成 29 年 11 月 1 日から「東海地震に関連する情報」に代わり、「南海トラフ地震に関連する情報」の運用が開始されました。これは、新たな防災対応が定められるまでの間の暫定的な対応のため、静岡県ではこれまでの「東海地震」に対応した静岡県地域防災計画で定めている防災対応に準じた形で運用することとしています。

	南海トラフに関連する情報(臨時)			地震発生
発表	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合	○観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合	○南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合	震度 5 強以上
対応	☐ 原則として平常の活動を継続 ・在校時は引き渡し準備	■原則として休校 ・在校時は引き渡し開始 ・下校できない児童生徒は留め置き	☐ 原則として平常の活動に戻る	■原則として休校 ・在校時は引き渡し開始(安全確認後) ・下校できない児童生徒は留め置き
《登下校》○地震発生時は、揺れがおさまるまで安全な場所で身を守る。家(学校)に急いで避難する。 ○登下校時の安全確保のため、ブロック塀等危険な場所を子供と確認しておいてください。				
留意点	★対応については、県からの情報により変わることがあります。その場合、学校からメール配信等で連絡します。 ○引き渡しについては、徒歩で引き取りに来てください。来られないときは代理人をお願いしてください。			

3 学校でケガをした時・病気になった時

- ☐ 学校から保護者に連絡が入る。(ケガ・病気の具合を確認する。)



4 校外学習中にケガをした時・病気になった時

- ☐ 学校(担任)から連絡が入る。
- (ケガや病気の具合、状況を確認する。今後の対応について確認する。)
- ※基本的には、**3**の場合と同様
- ※現地が遠距離で、迎えに駆けつけることが難しい場合は、学校と連絡をとり、対応してください。

＝学校と家庭がいっしょに「子供の安全安心」を守りましょう＝

富士宮市立富士宮第一中学校
電話 26-4011 FAX 22-1537

富士宮警察署 23-0110
駅前派出所 27-2303

5 不審者が出没した時

学校へ侵入	登下校時に出没	不審者情報
＊安全確保 ※下校が危険な時や子供に動揺がある時は連絡し、引き渡しを行います。	☐ 大声で助けを求め、近くの家に避難、警察 23-0110 へ連絡を依頼する。(時間、場所、状況) ☐ 学校へ連絡する。 ※動揺がおさまってから登校させてください。	＊一斉メールまたは、電話で連絡、安全確保の依頼 ※危険がある場合は、集団下校、引き渡し等の対応を判断し連絡します。

8 感染性疾患の疑いがある時

【学校での発症】	【家庭での発症】
①学校から連絡がある。 ②学校へ迎えに行く。 ③医療機関で受診する。	①医療機関で受診する。 ②学校へ連絡する。 (登校は見合わせる)
A: インフルエンザの診断を受けた場合(市内の医療機関の場合のみ) ①医療機関で「インフルエンザ罹患証明書」をもらう。 ②自宅で発症日からの「体温記録表」を作成する。 ③発症後 5 日、かつ、解熱後 2 日経過後、罹患証明書に必要事項を記入し、登校時に提出する。	
B: A 以外の感染性疾患の疑いの場合、診断結果を学校へ報告する。 ①「出席停止通知書」「出席停止解除にかかる証明書」を学校から受取る。 ②医師から出席停止解除の指示を受けたら、証明書を持って登校する。 ※児童生徒や家族が新型コロナウイルス感染症の疑いで PCR 検査を受けた、新型コロナウイルス感染症の診断を受けた、濃厚接触者の指定を受けた場合 ・登校を見合わせ、速やかに学校に状況を報告し、指示を受けてください。	

6 交通事故が発生した時

- ☐ 保護者は現場に急行する。
- ＊状況に応じて救急車要請・応急処置
- ＊警察(学校)へ連絡 ＊けが人に同行
- ※学校職員による現場確認に協力してください。
- (時刻、場所、状況などを学校へ連絡する)

7 危険動物の出没・校区での事件発生など

- ＊登下校時に危険があると思われる時は、学校より一斉メールまたは電話連絡する。指示に従って行動する。

9 富士山噴火警報が発令された場合

- ☐ 情報収集に努め、指示に従って避難する。
- ＊状況により、下校、または引き渡しを行う。
- ☐ 第 4 次 A・第 4 次 B 避難対象エリアの地区は、「富士宮市富士山火山避難計画」に則って行動する。

10 ミサイル発射に伴う Jアラートが発令された場合

- ☐ 速やかな避難行動 ☐ 正確かつ迅速な情報収集
- メッセージが流れたら落ち着いて、直ちに行動してください。
- 屋外にいる場合: できる限り頑丈な建物や地下に避難する。
- 建物がない場合: 物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。
- 屋内にいる場合: 窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

11 大規模停電が発生している場合

- ☐ 原則として休校
- 登校中の場合は、状況により下校、または引き渡しを行う。